認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

1 事業概要

認知症の利用者に、少人数(5人~9人)の家庭的な環境のもと、共同生活住居(以下「ユニット」という。)で入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を支援する。

2 人員,設備基準の概要

(1) 人員基準

耵	戦 種	認知症対応型共同生活介護(本体事業所)	サテライト型事業所		
介護従事者	日中	・ 常勤換算方法で、当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 ・ 常に1人以上			
	夜間深夜	ユニットごとに夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上(宿直勤務を除く) ※ 3ユニットの場合において、すべてのユニットが同一階に隣接し、職員が円滑 に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとってい るなど利用者の安全性が確保されていると認められるときに限り、夜勤職員を2 名以上とすることが可能			
	うち1	人以上は常勤			
	画 作 成 当 者	事業所に1人以上実践者研修又は基礎課程を修了していること計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員とし、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督すること※ 利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事可	介護支援専門員に代 えて,実践者研修又は 基礎課程を修了して いる者の配置が可能		
管	理者	・ユニットごとに常勤専従1人 ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していること ・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること(ただし、管理者交代時には新たな管理者が研修を修了していることが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない) ◆次の①または②の該当者は既に必要な研修を修了した者とみなされる。 ① 平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修(実践者研修)スは基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健起設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に後事していた者 ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、①の他、認知症高齢者ブループホーム管理者研修を修了した者 ※ 管理上支障がない場合、当該ユニットの他の職務、又は同一敷地内の他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	本体事業所の管理者が兼務可能		
代	表者	 特別養護老人ホーム,老人デイサービスセンター,介護老院,指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しく認知症高齢者の介護に従事した経験,又は保健医療サービスの経営に携わった経験を有していること 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していることには,半年後又は次回研修日のいずれか早い日までに同研修支えない) 	は訪問介護員等として 若しくは福祉サービス (ただし、代表交代時		

- ◆次のいずれかの研修を修了した者は、既に必要な研修を修了した者とみなされる。
- ① 平成17年度に実施の認知症介護実践研修(実践者研修又は実践リーダー研修)
- ② 平成17年度に実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修
- ③ 平成12~16年度の向に実施の基礎課程又は専門課程
- ④ 平成12~17年度の向に実施の認知症介護指導者研修
- ③ 認知症高齢者グループホーム闸設予定者研修

(2) 設備基準

設 備	Ħ	面積等
ユニッ	F	・ 入居定員はユニットごとに5人以上9人以下 ・ 事業所ごとに3ユニットまで(サテライト型事業所の場合は2ユニットまで) ※ サテライト型事業所のユニットの合計数が、本体事業所のユニット数を上 回らず、かつ、本体事業所とサテライト型事業所のユニット数の合計が4以 下であること
居間及び食堂		居間及び食堂は同一の場所でも可。ただし、それぞれの機能が独立していることが望ましい ※原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保
居	室	① 定員は1人(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる) ② 床面積は、7.43 ㎡以上 ③ 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含めない。ただし、ふすま等で仕切られている場合は、この限りでない
台	所	ユニットごとに設ける
浴	室	
その他必要な設備及び備品		

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (消防法等に定められた設備)

利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること